

議案第40号

鳥取県附属機関条例の一部改正等について

次のとおり鳥取県附属機関条例の一部を改正すること等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成27年2月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県附属機関条例の一部を改正する等の条例

（鳥取県附属機関条例の一部改正）

第1条 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

| 改 正 後 | |
|----------------|--|
| 別表第1（第2条関係） | |
| 名称 | 調査審議する事項 |
| 鳥取県総合教育会議 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3第1項に規定する鳥取県の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策に関する事項 |
| 略 | |
| 鳥取県地震防災調査研究委員会 | (1) 地震による被害の想定の見直しに関する事項 |
| | (2) 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に規定する津波浸水想定の設定その他の津波防災対策に関する事項 |
| 略 | |
| 鳥取県文化芸術振興審議会 | 鳥取県文化芸術振興条例（平成15年鳥取県条例第53号）第17条第1項に規定する事項 |

| 改 正 前 | |
|----------------|---|
| 別表第1（第2条関係） | |
| 名称 | 調査審議する事項 |
| 鳥取県教育協働会議 | 鳥取県の子どもの学びの質の向上の取組その他の教育振興施策に関する事項 |
| 略 | |
| 鳥取県地震防災調査研究委員会 | 地震による被害の想定の見直しに関する事項 |
| 鳥取県津波対策検討委員会 | 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に規定する津波浸水想定の設定その他の津波防災対策に関する事項 |
| 略 | |
| 鳥取県文化芸術振興審議会 | 鳥取県文化芸術振興条例（平成15年鳥取県条例第53号）第17条第1項に規定する事項 |

| | | | |
|---------------------|--|------------------------------|--|
| | | 鳥取県アーティスト・リゾート・イン・トトリ事業評価委員会 | 芸術家が活動しやすい環境づくりを県全域に広げていくための事業の評価に関する事項 |
| 略 | | 略 | |
| 鳥取県精神保健福祉医療協議会 | 略 | 鳥取県精神保健福祉医療協議会 | 略 |
| | (5) 薬物等依存症の患者に対する支援に有用な地域資源の状況及び各種施策に関する事項 | | (5) 薬物・アルコール等依存症の患者に対する支援に有用な地域資源の状況及び各種施策に関する事項 |
| | (6) <u>アルコール健康障がい対策に関する事項</u> | | (6) <u>精神科救急医療体制の整備に関する事項</u> |
| 鳥取県障害者介護給付費等不服審査会 | (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第97条第1項の審査請求に関する事項 | 鳥取県障害者介護給付費等不服審査会 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第97条第1項の審査請求に関する事項 |
| | (2) 児童福祉法第56条の5の5第1項の審査請求に関する事項 | | |
| 鳥取県障がい者芸術・文化活動推進委員会 | 障がい者の芸術・文化活動の推進のための施策に関する事項 | | |
| 鳥取県障害者施策推進協議会 | (1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第1項各号に掲げ | 鳥取県障害者施策推進協議会 | (1) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第1項各号に掲げ |

| | | | |
|----------------------------------|--|----------------------------------|---|
| | る事項 | | る事項 |
| | (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第9条第1項に規定する事項 | | (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第9条第1項に規定する事項 |
| | | | (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第2項に規定する事項 |
| 略 | | 略 | |
| 鳥取県 ^{かくたん} 喀痰吸引等研修実施委員会 | かくたん 喀痰吸引等を安全に実施する知識と技能を習得するための研修に関する事項 | 鳥取県 ^{かくたん} 喀痰吸引等研修実施委員会 | かくたん 喀痰吸引等を安全に実施する知識と技能を習得するための研修に関する事項 |
| | | 鳥取県「支え愛」まちづくり推進プロジェクトチーム | 高齢者等援護が必要な者の見守り体制の構築、在宅生活支援その他の安全安心に暮らせる環境の整備に関する事項 |
| 略 | | 略 | |
| 鳥取県有害図書類指定審査会 | 青少年に有害な図書類等の指定に関する事項 | 鳥取県有害図書類指定審査会 | 青少年に有害な図書類等の指定に関する事項 |
| | | 鳥取県障害児通所給付費等不服審査会 | 児童福祉法第56条の5の5第1項の審査請求に関する事項 |
| | | 鳥取県子どもの心の診 | 子どもの心の問題に対応する人材育 |

| | | | |
|--------------------------|--|--------------------------|--|
| | | 療ネットワーク会議 | 成並びにネットワーク構築に向けた協力及び連携のあり方に関する事項 |
| | | 鳥取県重症心身障がい児・者関係医療機関会議 | 重症心身障がい児及び重症心身障がい者並びにこれらの家族の支援体制の整備に関する事項 |
| 鳥取県発達障がい者支援体制整備検討委員会 | 発達障がい児及び発達障がい者並びにこれらの家族の支援体制の整備に関する事項 | 鳥取県発達障がい者支援体制整備検討委員会 | 発達障がい児及び発達障がい者並びにこれらの家族の支援体制の整備に関する事項 |
| 略 | | 鳥取県ペアレントメンター運営委員会 | 発達障がい児の保護者が相談相手となって、発達障がい児の家族を支援する活動に関する事項 |
| 略 | | 略 | |
| 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会 | 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第2項各号に掲げる事項 | 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会 | 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第2項各号に掲げる事項 |
| 略 | | 鳥取県医工連携推進プロジェクト推進委員会 | 県内における医療機器開発の事業化の促進に関する事項 |
| 略 | | 略 | |
| 食のみやこ鳥取県推進協議会 | (1) 鳥取県ふるさと認証食品の認証に関する事項 | とっとり県産品利用促進協議会 | とっとり県産品（県内において生産若しくは製造加工された製品又は県外において生産若しくは製造加工された製品であって、材料、技術等が |

| | |
|----------------|--|
| | |
| | (2) 「食のみやこ鳥取県」特産品コンクールにおける優れた特産品の選定に関する事項 |
| | (3) 県内において生産若しくは製造加工された製品又は県内で生産若しくは伝承されている材料、技術等を用いて県外において生産若しくは製造加工された製品の利用促進等に関する事項 |
| 略 | |
| 鳥取県土地収用事業認定審議会 | 土地収用法(昭和26年法律第219号)第34条の7第1項に規定する事項 |
| 略 | |

別表第2 (第2条関係)

| | |
|-------------------------------|--|
| | 県内で生産又は伝承されているものをいう。)の利用促進等に関する事項 |
| 鳥取県「食のみやこ鳥取県」特産品コンクール審査会 | 鳥取県の優れた特産品の選定に関する事項 |
| 鳥取県ふるさと認証食品協議会 | 鳥取県ふるさと認証食品(県内で製造された特色ある加工食品をいう。)の認証に関する事項 |
| 略 | |
| 鳥取県土地収用事業認定審議会 | 土地収用法(昭和26年法律第219号)第34条の7第1項に規定する事項 |
| 鳥取沿岸の砂浜海岸復元・港内堆砂抑制に向けた技術検討委員会 | 構造物を設置しないで鳥取県の美しい砂浜海岸の土砂の流れの連続性を恒久的に確保するシステムの導入等に関する事項 |
| 略 | |

別表第2 (第2条関係)

| 名称 | 調査審議する事項 |
|-------------------------|--|
| 略 | |
| 鳥取県教科用図書選定審議会 | 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令第14号） <u>第8条各号</u> に掲げる事項 |
| 略 | |
| <u>鳥取県就学支援委員会</u> | <u>障がいのある児童、生徒等の就学先及び転学等に関する事項</u> |
| 鳥取県特別支援学校技能検定運営委員会 | 特別支援学校における技能検定に関する事項 |
| 鳥取県特別支援学校通学支援検討委員会 | 特別支援学校の児童及び生徒の通学支援に関する事項 |
| 鳥取県特別支援学校における医療的ケア運営協議会 | 特別支援学校における医療的な介助行為の実施に関する事項 |
| 略 | |
| 鳥取県グローバル・リーダー育成事業運営 | 世界で活躍できる人材の育成に取り組む高等学校における教育課程の開 |

| 名称 | 調査審議する事項 |
|-------------------------|--|
| 略 | |
| 鳥取県教科用図書選定審議会 | 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令第14号） <u>第9条各号</u> に掲げる事項 |
| 略 | |
| <u>鳥取県就学指導委員会</u> | <u>障がい児の障がいの種類及び程度に応じた就学指導に関する事項</u> |
| 鳥取県特別支援学校における医療的ケア運営協議会 | 特別支援学校における医療的な介助行為の実施に関する事項 |
| <u>鳥取県ICT活用教育推進協議会</u> | <u>情報通信技術を活用した教育の推進に関する事項</u> |
| 略 | |
| 鳥取県グローバル・リーダー育成事業運営 | 世界で活躍できる人材の育成に取り組む高等学校における教育課程の開 |

| | |
|----------------------------------|-------------------------------------|
| 指導委員会 | 発・実践等の体制整備に関する事項 |
| 鳥取県高校生英語弁論大会審査会 | 鳥取県高校生英語弁論大会における優秀な発表者の選考に関する事項 |
| 鳥取県高校生理数課題研究等発表会審査会 | 鳥取県高校生理数課題研究等発表会における優秀な発表者の選考に関する事項 |
| 略 | |
| 鳥取県立鳥取商業高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議 | 地域で活躍できる人材育成のあり方に関する事項 |
| 鳥取県立鳥取工業高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議 | |
| 略 | |
| 鳥取県立倉吉農業高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議 | |
| 鳥取県立倉吉総合産業高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議 | |

| | |
|--------------------------------|------------------------|
| 指導委員会 | 発・実践等の体制整備に関する事項 |
| 略 | |
| 鳥取県立鳥取商業高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議 | 地域で活躍できる人材育成のあり方に関する事項 |
| 略 | |
| 鳥取県立倉吉農業高等学校地域の産業界と学校のネットワーク会議 | |

| | |
|------------------------|---|
| 略 | |
| 略 | |
| <u>鳥取県学校の安全教育推進委員会</u> | 学校の実践的な <u>安全教育の充実</u> を図ることを目的とした事業の実施に関する事項 |
| 略 | |

| | |
|------------------------|---|
| 略 | |
| 略 | |
| <u>鳥取県学校の防災教育推進委員会</u> | 学校の実践的な <u>防災教育の充実</u> を図ることを目的とした事業の実施に関する事項 |
| 略 | |

(鳥取県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部改正)

第2条 鳥取県障害者介護給付費等不服審査会条例（平成18年鳥取県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(設置)</p> <p>第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「<u>障害者総合支援法</u>」という。）第98条第1項 <u>(児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の5の5第2項において準用する場合を含む。)</u>の規定</p> | <p>(設置)</p> <p>第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「<u>法</u>」という。）第98条第1項の規定に基づき、<u>法第97条第1項の審査請求（以下「審査請求」という。）</u>の事件を取り扱わせるため、鳥取県障害者</p> |

に基づき、鳥取県障害者介護給付費等不服審査会（以下「不服審査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 不服審査会は、次に掲げる審査請求について調査審議する。

- (1) 障害者総合支援法第97条第1項の審査請求
- (2) 児童福祉法第56条の5の5第1項の審査請求

2 知事は、前項に規定する審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、不服審査会に諮問するものとする。

- (1) 略
- (2) 審査請求の内容が障害者総合支援法又は児童福祉法の規定による給付を受ける者の負担に関する不服であるとき。

(3) 略

(定数等)

第3条 略

介護給付費等不服審査会（以下「不服審査会」という。）を設置する。

2 知事は、審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、不服審査会に審査を求めるものとする。

- (1) 略
- (2) 審査請求に係る処分の内容が法第19条第1項の介護給付費等の支給に係る当該支給を受ける者の負担に関するものであるとき。

(3) 略

(定数等)

第2条 略

(関係人等に対する報酬)

第4条 不服審査会の調査審議のために出頭した関係人又は診断その他の調査をした医師等に支給する報酬については、鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（平成19年鳥取県条例第38号）別表第1に規定する附属機関（鳥取県男女共同参画推進員を除く。）の委員その他の構成員の例による。

(関係人等に対する報酬)

第3条 法第103条第2項の規定により支給すべき報酬については、鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（平成19年鳥取県条例第38号）別表第1に規定する附属機関（鳥取県男女共同参画推進員を除く。）の委員その他の構成員の例による。

(鳥取県障害児通所給付費等不服審査会条例の廃止)

第3条 鳥取県障害児通所給付費等不服審査会条例（平成24年鳥取県条例第3号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の鳥取県附属機関条例別表第2に掲げる鳥取県就学指導委員会の委員に任命されている者は、改正後の鳥取県附属機関条例別表第2に掲げる鳥取県就学支援委員会の委員に任命されているものとみなす。